

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令

昭和31年 7月31日 政令 第254号

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令
平成20年10月16日 政令 第315号

改正前	改正後
- 本則 -	
施行日：平成21年 4月 1日	
地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を次のとおり指定する。 大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市 福岡市 広島市 仙台市 千葉市 さ いたま市 静岡市 堺市 新潟市 浜松市	地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を次のとおり指定する。 大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市 福岡市 広島市 仙台市 千葉市 さ いたま市 静岡市 堺市 新潟市 浜松市 岡山市
- 改正法・附則・題名 - ～ 平成20年10月16日 政令 第315号～	
施行日：平成21年 4月 1日	
◆追加◆	附 則（平成二〇・一〇・一六政三一五）抄
- 改正法・附則 - ～ 平成20年10月16日 政令 第315号～	
施行日：平成21年 4月 1日	
◆追加◆	(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。